

岩見沢市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

市立栗沢病院に勤務する医師の定年年齢を延長するため所要の規定を整備するもの。

第2 改正の内容

令和10年3月31日までの間、市立栗沢病院に勤務する医師の定年年齢を70歳まで延長する規定を附則にて規定する。

第3 施行期日

令和8年3月31日

岩見沢市条例第 4 号

岩見沢市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

岩見沢市職員の定年等に関する条例（昭和 5 9 年条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（定年年齢の特例）

- 6 第 3 条の規定にかかわらず、令和 1 0 年 3 月 3 1 日までの間、医師である職員のうち、一般職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年条例第 5 号）第 3 条第 1 項第 2 号に規定する医療職給料表(1)の適用を受ける職員であって市立栗沢病院に勤務する者の定年にあつては年齢 7 0 年とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 3 月 3 1 日から施行する。